

入札説明書

福岡県が発行する各戸配布広報紙「福岡県だより」に掲載する広告に係る入札公告に基づく一般競争入札は、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、6に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等の不知又は不明を理由として異議を申し立てるとはできない。

1 公告日 令和8年1月23日

2 競争入札に付する事項

- (1) 件名 各戸配布広報紙「福岡県だより」への広告掲載に関する業務
(2) 契約の期間 契約締結日から令和9年3月31日

3 仕様及び数量等

別添仕様書のとおり

4 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月12日福岡県告示第371号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

5 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和8年2月9日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 4の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

| 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|--------------|---------|-----|-----------|
| 13 サービス業種その他 | 06 広告宣伝 | - | AA 又はA |

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (4) 福岡県内に本店又は支店、営業所等を有する者

6 当該契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102

ファクス 092-632-5331

7 契約条項を示す場所

6の部局とする。

8 契約書作成の要否

要（別紙様式）

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

6の部局とする。

(2) 提出期限

令和8年2月6日（金）午後4時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。その他の方法による提出は認めない。

11 入札書の提出場所、提出期限及び注意事項

(1) 提出場所

6の部局とする。

(2) 提出期限

令和8年2月6日（金）午後4時00分

(3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書（別紙様式）を直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）により提出しなければならない。その他の方法による入札は認めない。

- イ 入札金額は、別添仕様書に記載した内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する額を入札書に記載すること。
- エ 代理人が入札する場合は、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- オ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「2月9日開封《各戸配布広報紙「福岡県だより」への広告掲載に関する業務》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「2月9日開封《各戸配布広報紙「福岡県だより」への広告掲載に関する業務》の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- カ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- キ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- ク 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- ケ 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

12 開札

(1) 日時

令和8年2月9日(月)午前10時00分

(2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁 地下1階 総務部会議室

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 落札者がない場合の措置

開札をした場合において、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金

見積金額※の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

※見積金額とは、入札書に記載した入札金額に100分の10に相当する額を加算した額をいう。

- (1) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは「広告宣伝」に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。15において同じ。）

14 入札保証金の納付期限及び納付場所

(1) 納付期限

令和8年2月6日（金）午後4時00分

(2) 納付場所

6の部局とする。

15 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- (1) 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

16 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があって、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

17 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以上の価格で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

18 その他

- (1) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (2) 落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。